③　地域資源等の活用による産業振興等

我が国の周辺海域には、水産資源、エネルギー資源、鉱物資源等のほか、海洋性レクリエーションの場にふさわしい地域資源が賦存している。

地域の自立的発展を促進するためには、これらの地域資源の活用による産業振興を推進することが重要であり、例えば、農林漁業者や地域の多様な事業者が、農山漁村の豊富な地域資源を活用して付加価値を高める６次産業化や農商工連携を推進し、地域内の雇用と所得を確保しつつ、市場を捉えた農林水産業の活性化を図ることが有効である。

また、農林水産業以外の産業も含め、離島地域の特性に即した産業の振興を図るためには、生産性の向上、産業の振興に寄与する人材の育成及び確保、起業を希望する者に対する支援、先端的な技術の導入を推進するとともに、島内の産業振興に必要な原材料、飼料等を地域で調達することにより島内の経済循環を図ることも有効である。

⑶　雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する基本的な事項

離島地域では基幹産業である一次産業の不振等により、就業機会が減少していることから、雇用情勢が厳しい離島地域における雇用創造の取組等を推進し、雇用機会の確保に努めることが重要である。また、職業に必要な技能及び知識を習得するための職業能力の開発等を通じ、島民及び離島移住者の就業促進を図ることが重要である。

⑷　生活環境の整備（廃棄物の減量その他その適正な処理を含む。）に関する基本的な事項

生活環境に関する地域格差を是正し、離島地域における定住の促進を図るためには、島内における住宅の確保が不可欠であり、例えば、ＵＪＩターン者の住宅として空家を活用することなどが有効である。

一方で、離島地域の汚水処理人口普及率は他の地域に比べて低いこと等から、島民、観光客等が安心して心地よく生活し又は滞在できるようにするためには、水の確保や汚水処理に関する取組の推進が重要である。

また、廃棄物処理については、離島内で処理できない場合が多いことなどから、地域のバイオマス資源を有効活用するなど３Ｒ（廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用）の取組を推進することが重要である。

⑸　医療の確保等（妊婦が健康診査を受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確保するための支援を含む。）に関する基本的な事項

医師不在の離島は、離島地域に指定されている離島のうち約４割あり、特に産婦人科医がいる離島は10島しかない（平成22年国土交通省国土政策局離島振興課調べ）。このため、妊婦が居住する離島に妊婦の健康診査又は出産に係る保健医療サービスを提供する病院、診療所等が設置されていない場合に、妊婦が本土等において健康診査を受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確保していくことや、都道府県が医療計画を作成するに当たっては、離島地域において医師等の確保、病床の確保等により必要な医療が確保されるよう適切な配慮をすることが重要である。

また、無医地区以外の地区も含めて、島外への救急患者輸送の対応等に関する医療の提供に支障が生じている地区への対策が課題となっている。

このため、ドクターヘリや患者輸送艇の活用等による離島地域の救急医療体制の充実とともに、地域の中核的な病院等による支援や協力体制の構築、遠隔医療の導入等を推進することが重要である。

さらに、島民や離島地域を訪れる観光客等が安心して生活又は滞在ができるよう環境整備に努めるとともに、特に無医地区においては地域の実情にあったへき地保健医療計画の着実な実施に努めることが重要である。

なお、保健医療サービスを受けるための条件について、他の地域との格差の是正を図るため、住民負担の軽減について適切な配慮をすることが重要である。

⑹　介護サービスの確保等に関する基本的な事項

離島地域では、介護拠点の整備が進んでいない地域があることから、十分な介護サービスを受けられないという問題がある。このような状況を改善し、離島地域における介護サービスの充実を図るためには、例えば、通所介護や小規模多機能型居宅介護をはじめとする各種サービスがニーズに応じて適切に提供されるよう、従事者の確保、施設整備及びサービスの内容の充実を図ることが必要である。

なお、介護サービスを受けるための条件について、他の地域との格差の是正を図るため、住民負担の軽減について適切な配慮をすることが重要である。

⑺　高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する基本的な事項

他の地域に比べ、総じて高齢化が進展している離島地域において、医療需要に加え、介護需要も高まってきている中、多様なニーズに配慮しつつ、高齢者が安心して自立した生活を送ることができるように支援することが重要である。また、子どもが心身ともに健やかに育つことができるような環境整備も推進していく必要がある。これらの離島地域における福祉の増進を図る上で、例えば、老人福祉施設や児童福祉施設として空家を活用することが有効である。

なお、高齢者福祉サービス及び保育サービスを受けるための条件について、他の地域との格差の是正を図るため、住民負担の軽減について適切な配慮をすることが重要である。

⑻　教育及び文化の振興（子どもの修学の機会を確保するための支援を含む。）に関する基本的な事項

①　教育の振興

離島地域の自立的発展を促進するためには、等しく就学できる環境整備を推進する必要がある。特に離島地域では、大半の高校生が島外への通学等を余儀なくされており、その経済的負担は大きい。このため、高等学校等が設置されていない離島の高校生に対する通学等を支援し、子どもの修学の機会を確保する必要がある。

また、離島地域における高等学校等の規模、教職員の配置の状況その他の組織及び運営の状況を勘案して教育の充実を図るため、高等学校等の教職員定数の決定について、配慮が必要である。

さらに、学校教育や社会教育の充実に努めるとともに、地域社会の特性に応じた生涯学習の場を増やすことなどにより、島の将来を担う人材を育成するよう努めていくことが必要である。

加えて、多様な国民のニーズに対応するという観点から、離島地域の地域資源を活用した体験活動等の個性ある学習の場を提供していくことも重要である。

②　文化の振興

離島は海上交通の先進地であり、外国との交流拠点でもあるという歴史的背景や、四方を海等に囲まれそれぞれが独立しているという地理的特性等と相まって、古くから個性豊かな暮らしが営まれ、我が国の文化にも多様性と深みを与えている地域が多く存在している。こうした離島地域においては、多様な文化的所産の保存及び活用並びに担い手の育成に努め、広く国民に周知するとともに国民がこうした固有の文化に接する機会を提供するよう努めることが望ましい。

③　調査、研究等の実施

資源賦存の可能性のある離島地域及び周辺海域にあっては、研究機関等の立地や共同研究等の立場から大学の研究施設等の立地、調査研究活動の実施が見られるところもあり、循環型社会への対応も含めたエネルギー開発並びに海洋資源、海洋環境保全等の調査及び研究の場等として活用していくことも効果的である。